

# 設立趣旨書

## 一 趣旨

成年後見制度は、判断能力が不十分となり、自立した生活を送ることが困難な方々を支える、素晴らしい制度として平成 12 年に創設されました。しかし、その後の利用状況は、後見の必要な認知症高齢者や障がい者の数に比し、その実際の利用者の数は著しく少なく、極めて低調に推移していると言わざるを得ません。

そこで、国は、平成 28 年「成年後見制度利用促進法」を制定し、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定いたしました。それによりますと、制度利用が低調な原因は、後見制度の運用が財産管理中心に行われ、意思決定支援や身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がなされていることが主な原因だと指摘しています。

そして、基本計画には、利用者がメリットを実感できる制度運用への改善点としてかなりの施策が列挙されていますが、その第一は、財産管理だけでなく、意思決定支援・身上保護の側面も重視した後見を基本とすること、第二は、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携のネットワークを構築するとともに、各地域における後見人候補者の育成と並んで法人後見の担い手の育成の必要性を強調していることです。

私たちは、この基本計画の改善案に賛成で、速やかに実践に移したいと考えました。そこで、共通の理念を既に従前から実践している市民後見NPO、すなわち、「いつでも、どこでも容易に成年後見制度を利用し、安心した生活を送ることのできる社会をつくろう。その主役は市民後見人だ！」という「地域後見の実現」とその理念に不可欠な「身上保護重視の後見」の二大理念に基づき、事業を展開している特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネットの支援を受けることにしました。その支援の基に、宗像地区において判断能力の不十分な高齢者や障害者の自立生活を支援する成年後見事業及びその関連事業を展開し、併せて市民後見人の育成と指導に注力することを決意して、もって地域住民の皆さんの権利擁護と生活保持支援に役立ちたいと思います。

しかし、これらの事業は、様々な場面で委任契約を中心とした法律行為が必要でありますから、法人格の取得が必要であります。しかも、私たちが法人格をもって行う事業は、営利事業ではなく、公共の福祉を実現する事業でありますから、公益を目的とする特定非営利活動法人を設立して活動するのが相当であると考えます。したがって、その設立により、前述の二大理念に基づ

き成年後見制度の利用促進を図り、もって、地域福祉の向上に貢献したいと考えています。

## 二 申請に至るまでの経過

1 令和6年12月以降宗像地区における市民後見 NPO 設立に向けて準備を開始し、令和7年3月からは発起人間で再三にわたり準備会を開催して打合せを行い、同年6月28日開催の第四回の最終準備会で設立趣旨書、定款、初年度及び次年度の事業計画書、同会計収支予算書並びに役員名簿案を審議の上全員一致で可決決定しました。

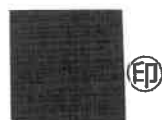
2 令和7年9月6日10時00分から設立総会を開催し、発起人より設立趣旨書、定款、初年度及び次年度の事業計画書、同会計収支予算書並びに役員名簿案を提案し、慎重審議の上全員一致で可決決定しました。

令和7年9月6日

NPO 法人高齢者・障がい者安心サポートネット宗像

設立代表者

中村 憲司



印